第四条第一項第二号	第二十七条の四第三項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の四第三項
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第四条第一項第三号	第二十七条の五第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の五第一項
第四条第一項第四号	第二十七条の六第二項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第二項
第四条第一項第六号	第二十七条の七第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
第四条第一項第八号	第二十七条の十一第一項から第三項まで	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第一項及び第二項並びに法第二十七条の十一第三項
第四条第一項第九号	第二十七条の十一第六項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第六項
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
第四条第一項第十号	第二十七条の十一第八項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の十一第八項
第六条	第二十七条の六第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第一項
第七条第一項	第二十七条の六第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第一項
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
	別記様式第二	附則別記様式第二
第七条第二項	第二十七条の六第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第一項
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第八条第一項	第二十七条の六第一項	附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の六第一項